

最低制限価格等の算定におけるスクラップ控除の取扱い

令和8年3月26日市長決裁

蓮田市で行う工事事業における最低制限価格等の算定において、内訳にスクラップ控除がある場合の取扱いは次のとおりとする。

1 対象となる規定

- ・ 蓮田市建設工事最低制限価格制度実施要領（令和2年2月3日市長決裁）
第4条第1項第1号
- ・ 蓮田市低入札価格調査制度取扱試行要領
第3条第1項第1号

2 算定方法

- ・ 直接工事費（スクラップ控除含む） × 所定の率
- ・ 共通仮設費 × 所定の率
- ・ 現場管理費 × 所定の率
- ・ 一般管理費等 × 所定の率

※直接工事費にスクラップ控除を計上した金額に所定の率を乗じる。

附 則

この取扱いは、決裁を受けた日から適用する。